

平成30年9月1日

お客様各位

株式会社JQR

弊社業務の「手数料改定」のお知らせ

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では平成21年の創業より、お客様各位のご期待に添うべく、サービス開発費や諸経費の削減をはじめ企業努力により価格の維持に努力してまいりました。しかしながら、昨今のインフラ維持費を含む試験設備の補修・校正や人件費の上昇を吸収できない状況となり、また、国土交通省が推進する、試験方法の国際標準化に伴う試験機器の入れ替え等により、事業経営を圧迫する事態となっております。

つきましては、誠に遺憾ではございますが、サービスレベルの維持・向上のため、下記の通り、新利用料金の導入および改定を実施させていただくことになりました。

このたびの改定はお客様へ負担を申し上げ大変恐縮ではございますが、これからもお客様に最新・最高の技術とサービスをご提供させていただき、ご期待に応えてまいりますので、何卒 余儀ない事情をご容赦いただき、今後とも変わらぬご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象および料金

- ・後付消音器の性能等確認に係る手数料
- ・非認証車等に対する加速走行騒音試験に係る手数料

※ 各項目に関しては、別紙のとおりご案内いたします。

2. 利用料金改定の実施時期

2018年10月1日より

※ 2018年10月1日 お申込み分より適用させていただきたく存じます。

3. 業務規程の改定

併せて、各業務規程の変更を行いますのでご注意ください。

従前(平成25年11月28日変更)の規程と対比させた「変更表」は、9月中旬に弊社ホームページ上にてご案内いたします。

4. お問い合わせ先

株式会社JQR 審査認定事業部 性能等確認機関 JQR

渉外事業部 騒音試験係り

TEL: 0426-220-1801 FAX: 046-280-6215 E-mail: siken@jqr.jp

【別表】 (1/2) 後付消音器の性能等確認 関係

(改定日：2018年10月1日)

業務の種類	項目		手数料				支払期日 ^(e)
			旧料金		改定料金		
			書面申請	Web申請	書面申請	Web申請	
JQRが試験（変更確認に伴う試験を含む。）を行なって業務規程10.の基準への適合を確認し、確認申請書等により業務規程11.から13.の基準への適合を確認する業務	性能等確認業務	試験を含む場合 ^(a)	110,000円	90,000円	110,000円	93,000円	試験日の1週間前
		書面審査(第2種)	20,000円		20,000円		又は請求書指示日まで
	品質管理体制の事前確認	現地審査 ^(b)	20,000円/日		30,000円/日		審査終了月末に請求
		書面審査(新規)	3,000円		8,000円		審査終了月末に請求
		書面審査(更新)	3,000円		3,000円		審査終了月末に請求
確認申請者が自ら試験を行う際に立会って業務規程10.の基準への適合を確認し、確認申請書等により業務規程11.から13.の基準への適合を確認する業務	立会による性能等確認及び変更確認 ^(c)		70,000円	52,000円	70,000円	55,000円	試験日の1週間前 又は請求書指示日まで
公的試験機関が発行した証明書（成績表等）により、業務規程10.の基準への適合を確認し、確認申請書等により業務規程11.から13.の基準への適合を確認する業務	性能等確認（公的試験機関証明）		20,000円		26,000円		申請日の2営業日後まで
変更確認申請書及び添付書面により変更確認を行う業務	変更確認業務	試験審査	90,000円		93,000円		試験日の1週間前又は請求書指示日まで
		書面審査	8,000円		15,000円		申請日の2営業日前まで
		公的試験機関証明	8,000円		20,000円		
性能等確認結果の再交付を行う業務	性能等確認結果通知再発行		3,000円		5,000円		申請日まで
-	騒音試験成績表再発行		5,000円		5,000円		申込日まで
-	騒音試験追加試験料 ^{(a)(d)}		45,000円/台		48,000円/台		試験日の1週間前 又は請求書指示日まで

(a)性能等確認の場所（騒音試験コース）は、試験台数等の状況によりJQRが決定します。

(b)品質管理体制の現地審査はJQRが必要と判断した場合のみ発生します。また、審査内容（時間）により労務費が加算されます。

(c)立会（出張）試験の際は、テストコースならびに試験機材一式は、確認申請者側にてご用意ください。

(d)支払期日欄に掲げる「請求書指示日まで」の対象は、JQRと事前に契約を締結した団体の加盟企業及びJQRの責に帰すべき事由により請求書を発行した場合に限ります。

【別表】 (2/2) 非認証自動車等の加速走行騒音試験 関係

(改定日：2018年10月1日)

業務の種類	手数料（消費税を除く。）	
	旧料金	改定料金
①弊社が試験を行ってTRIAS 30-J040-01 加速走行騒音の基準値への適合を確認し、試験成績表を発行する場合	80,000円	85,000円
②依頼者が自ら試験を行う際に立会って、TRIAS 30-J040-01 加速走行騒音の基準値への適合を確認し、試験成績表を発行する場合*1	40,000円	43,000円
③弊社が試験を行ってTRIAS 30-R051-01四輪自動車の車外騒音試験（協定規則第51号）の基準値への適合を確認し、試験成績表を発行する場合	新設	未定
④依頼者が自ら試験を行う際に立会って、TRIAS 30-R051-01 四輪自動車の車外騒音試験（協定規則第51号）の基準値への適合を確認し、試験成績表を発行する場合*1	新設	160,000円
⑤確認を受けた自動車及び消音器と同一型式のものの試験成績表を発行する場合	6,000円	7,000円
⑥試験成績表を再発行する場合	5,000円	6,000円
⑦騒音防止確認標章を再発行する場合（試験成績表発行後に標章を発行する場合を含む。）	1,000円	1,000円

1. JQRの担当者が確認のために出張するときは、旅費、日当、宿泊費、及び機材輸送費等を別途加算する。また、これら以外に必要な費用が生じる場合は、別途協議する。

2. 上記②及び④試験の際は、テストコースならびに試験機材一式は、試験依頼者側にてご用意ください。

※弊社保有の試験機器の貸出しを希望する場合は、個別にご相談ください。